立川基地跡地昭島地区に関する都市計画変更原案に係る意見について

(1)都市計画変更原案に関するもの

項番	意見要旨	市の考え方
1	女子中間ケアセンター(仮称)の西側(道路側)に、十分な環境緑地を配置するなど、周辺への最大限の配慮をしてほしい。(同趣旨2件)	既決定の地区整備計画において、女子中間ケアセンター(仮称)西側の道路 (幅員30m)に沿った環境緑地の幅は、戸建て住宅の立地が想定されていた複合利用B地区(50cm幅)を除き、基本的には2mとしており、本都市計画変更原案は、それを踏襲しています。
2	刑務所の増設に合わせて用途変更がなされており、まさに刑務所のまちであ る。	法務省がかねてより計画していました女子中間ケアセンター(仮称)の敷地を含む変更区域の用途地域は、現在は暫定用途地域として第一種低層住居専用地域を指定していますが、区域内の各敷地における計画が具体化しましたので、最終的な用途地域に変更するものです。
3	特に緑地など周辺環境の景観に配慮して、高層の建築物等が建たないでほしい。	地区整備計画区域に追加する地区も、既決定の地区と同様に、環境緑地や建築物の高さの最高限度等を定め、環境や景観に配慮した質の高い生活空間の 形成を目指します。

(2)その他

※下記はご意見として承ります。なお、他の機関に係るものは、情報共有を図ります。

意見要旨

(法務省施設について)

- ・法務省の女子中間ケアセンター(仮称)の建物配置や緑の保全について、西側の民間利用地区の住宅地へ配慮した計画としてほしい。例えば、住宅地から見える部分には、木々を残したり、駐車場にしたりすることで、建築物による圧迫感がないようにしてもらいたい。できればマンション北側の敷地内へ建築し、東側の地区には建築せず、緑を残してほしい。
- ・3階建て以上の建物については、道路に対し直角方向(東西方向)に向かって建築し、道路に対し正対(南北)する方向では建築しない。(道路沿いの圧迫感ある建物は、景観、安全性の観点からも推奨されないため)
- ・建物の形状や寸法を工夫することによる、威圧感の低減。(国際法務総合センターは、西側は洗練されているが、東側は一定の威圧感があるため)
- ・マンションから緑が見える景観を気に入って居住しているため、計画敷地内に現在ある緑を残してほしい。

(残堀川調節池について)

・調節池の平常時利用は、年齢に関係なく、健常者・障がい者も含め、誰もが利用できるスポーツ施設を検討いただきたい。

意見要旨

(立川市清掃工場について)

- ・清掃工場による周辺環境の影響を受けるのは昭島市民であるのに、工場建設説明会では昭島市民に対してけんもほろろといった印象を受けた。環境測定も富士 見ヶ丘小学校には一切触れておらず、影響がないとは考えられない。清掃工場を建設・維持管理するのは立川市だが、環境・交通量の増加など影響を受けるのは昭 島市民なので、再考してほしい。
- ・敷地内の一角に、調節池のスポーツ施設に係る更衣室等を設置することを検討できないか。万が一、水があふれても、工場敷地内は高さがあり浸水しないため、設置場所として良いのではないか。

(その他)

- ・複合利用A地区に、自然を中心とした知的交流の場となるような施設を建設してほしい。例えば、自然×デジタルコンテンツといったような切り口で、インドアでありつつ外に向かって開かれているような新時代のコンセプトで、立川や昭島駅周辺と差別化した発展を検討してほしい。
- ・国営昭和記念公園の昭島口周辺が整備されるのは喜ばしいことだが、鳥の鳴き声なども聞こえる自然豊かな地区であり、動植物の生息を脅かす開発は避けてほしい。 い。自然を生かしたものを検討してほしい。
- ・コンビニ、スーパーマーケット、保育園などの生活利便施設を配置し、子育て世代が住みやすくなるようにしてほしい。(同趣旨2件)
- ・東中神駅近くにあった図書館がアキシマエンシスに移転してしまったので、図書館の分館があるといい。
- ・周辺に公園は多いが、遊具が少ないため、ブランコなど遊具の多い公園や、水遊びのできる噴水のある公園などがあるといい。
- ・地区計画により地区全体のまちづくりは推進されるが、例えば交通等に関する周辺の住宅地に対する影響や、二次的な弊害について検討してほしい。
- ・地区内の道路は直線で走りやすく、スピードを出す車やバイクが多いため、安全な道路になってほしい。自転車専用道があり、歩道と分かれているのはとてもありがたい。
- ・地区内の緑豊かで静かな住環境を壊さずに開発を進めてほしい。昭島市全域では古いまちなみと信号機の多さにより、渋滞が多く見られる。また、送電塔が地中化されれば景観がよくなると思う。